

## 【奥州市不妊治療費助成金制度のご案内】

【助成対象者】 ※所得制限はありません

- 奥州市に住民登録をしている方（夫婦のいずれかでも可）
- 対象となる不妊治療を受けた夫婦（事実婚を含む）

区分	特定不妊治療 (体外受精、顕微授精)	男性不妊治療 (精子の採取手術)	一般不妊治療 (人工授精)
	助成概要	体外受精・顕微授精等の治療費の本人負担額に助成	特定不妊治療の一環として行われる精子の採取手術の本人負担額に助成
市の助成金 限度額	1回5万円を限度に助成	1回5万円を限度に助成 ※左記に上乗せして助成を実施	対象期間中（12か月）に 10万円を限度に助成
年齢制限	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。		年齢制限なし
助成金計算の 期間、回数等	治療開始時点の女性の年齢が 40歳未満の場合・・・1子につき6回まで 40歳以上43歳未満の場合・・・1子につき3回まで		回数制限はなく、対象期間分（12か月）について限度額まで申請可能。 初回の治療から12か月経過又は出産等により期間を再設定。
医療機関	市が指定する医療機関 ※県内では、岩手医科大学附属病院、京野アートクリニック盛岡 (県外の医療機関については下記問い合わせ先にご確認ください)		産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科を標榜する医療機関
手 続 き	1回の治療終了後、速やかに申請すること。 ※1回の治療毎に受診等証明書が必要となりますので、1回の治療が終了した時点で申請することをおすすめします		対象期間が終了した月の末日から起算して原則として3か月以内に申請すること。 ※1回の治療毎にではなく、対象期間終了時点、又は妊娠等により治療を終了した時点で、まとめて申請することをおすすめします
申請書類等	①特定不妊治療等費用助成金交付申請書 ②特定不妊治療等医療機関受診等証明書  【夫婦が別世帯又は事実婚の場合】 ③夫婦の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書  【夫婦が事実婚の場合】 ④事実婚関係にある申立書		①一般不妊治療(人工授精)費助成金交付申請書 ②一般不妊治療(人工授精)費受診等証明書  【夫婦が別世帯、事実婚の場合】 ③夫婦の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書  【夫婦が事実婚の場合】 ④事実婚関係にある申立書
申 請 先 ・ 問 い 合 わ せ 先	奥州市 健康こども部 健康増進課 地域医療係 奥州市水沢大手町一丁目1番地 奥州市役所2階 電 話：0197-34-2524(係直通) メー ル：kenkou1@city.oshu.iwate.jp		 市のホームページはコチラから